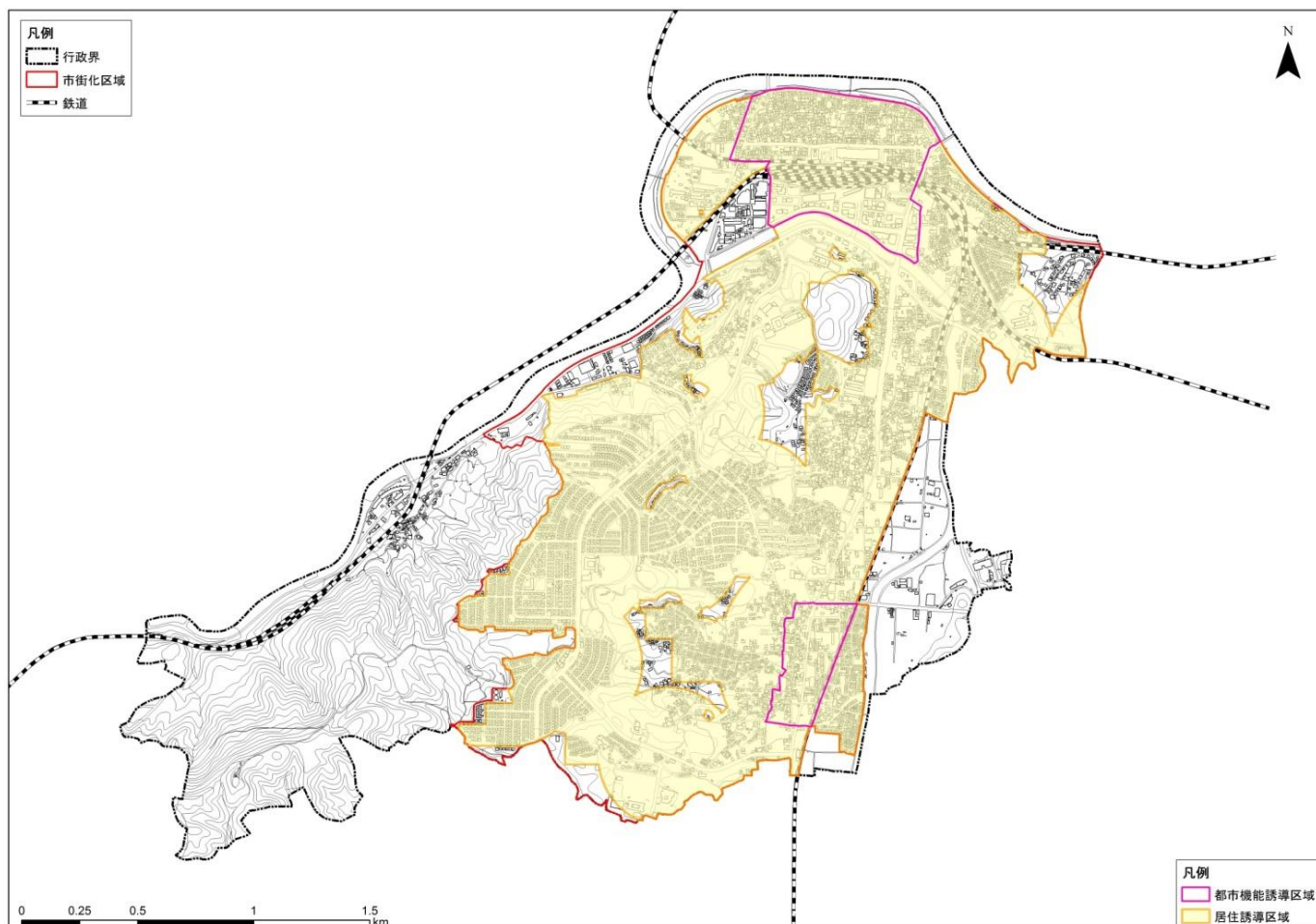


王寺町立地適正化計画に基づく届出の手引き

王寺町では、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画（以下、本計画）」を策定します。

本計画は、今後、人口の減少や超高齢社会の進展が見込まれる中でも、生活利便施設が集積した王寺駅周辺地区及び畠田駅周辺地区と居住地域とが道路網や公共交通網により結ばれ、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて取り組むための計画です。

本計画の策定以降は、都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項の規定に基づいて、特定の行為に対して届出が必要になることから、本手引きにおいて解説します。



王寺町立地適正化計画における各誘導区域

問い合わせ先

王寺町 地域整備部 都市計画課 都市計画係

[住所] 王寺町王寺2丁目1番23号

[代表] 0745-73-2001 (代表)

○居住誘導区域外における届出について

1. 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少化においても、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、人口密度を維持する区域です。

2. 対象となる区域・行為

居住誘導区域外では、以下に該当する建築・開発行為等は町への届出が必要となります。

【対象となる区域】 居住誘導区域外の区域

【対象となる行為】

■開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

■建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を改築、又は用途変更して3戸以上の住宅等とする場合

【届出の期日】 工事着手の30日前までに届出

3. 届出書類

[開発行為の場合]

■届出書…様式第10

■添付図書

- ①位置図、現況平面図、土地利用計画図
- ②面積求積図
- ③その他参考となる事項を記載した図面

【建築等行為の場合】

■届出書…様式第11

■添付図書

- ①位置図、現況平面図、土地利用計画図
- ②建物各階平面図、建物平面図、建物断面図
- ③その他参考となる事項を記載した図面

【届出内容を変更する場合】

■届出書…様式第12

■添付図書…上記のそれぞれの場合と同様

○都市機能誘導区域外における届出について

1. 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図るとともに、一定の機能を確保することにより、まちの活力を維持していく区域です。

2. 対象となる区域・行為

各都市機能誘導区域外では、以下に該当する建築・開発行為等は町への届出が必要となります。

【対象となる区域】 各都市機能誘導区域外の区域

【対象となる行為】

■開発行為

- ・各都市機能誘導区域に定める誘導施設※を有する建築物の建築目的の開発行為

■建築等行為

- ・各都市機能誘導区域に定める誘導施設※を有する建築物の新築
- ・建築物を改築し、各都市機能誘導区域に定める誘導施設※を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、各都市機能誘導区域に定める誘導施設※を有する建築物とする場合

【届出の期日】 工事着手の30日前までに届出

3. 届出書類

[開発行為の場合]

■届出書…様式第18

■添付図書

- ①位置図、現況平面図、土地利用計画図
- ②面積求積図
- ③その他参考となる事項を記載した図面

【建築等行為の場合】

■届出書…様式第19

■添付図書

- ①位置図、現況平面図、土地利用計画図
- ②建物各階平面図、建物平面図、建物断面図
- ③その他参考となる事項を記載した図面

【届出内容を変更する場合】

■届出書…様式第20

■添付図書…上記のそれぞれの場合と同様

○都市計画誘導区域と誘導施設

都市機能誘導区域	誘導施設
王寺駅周辺の 都市機能誘導区域	・産婦人科や救急夜間診療が可能な総合病院（概ね200床以上）
	・店舗面積が1,500m ² 以上の食料品を扱う店舗
畠田駅周辺の 都市機能誘導区域	現在、誘導施設の設定はありません。